

令和5年度

事業計画書

収支予算書

一般社団法人 茨城県トラック協会

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

一般社団法人 茨城県トラック協会

1. 策定基調

日本経済は、コロナ禍からの社会活動が緩やかではあるが正常化が進みつつある。

一方、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻により、一昨年から高騰していた原油価格が更に高騰し世界経済に大きな影響を与え、国内においても政府による原油価格高騰対策や地方創生臨時交付金を活用した、県並びに市町村の助成措置が講じられたものの、価格転嫁が難しいトラック運送業界は大変厳しい経営環境下にある。

政府は、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、万全の経済財政運営を行うとしている。

このような状況を踏まえ、我が国の国民生活、産業活動のライフラインを守る重要な責務を担う「エッセンシャルワーカー」としてのトラック運送業界は、改正貨物自動車運送事業法が施行されたことに伴う「標準的な運賃」の更なる浸透に取り組み、安全、かつ、環境に優しいトラック輸送の実現に向け、改正改善基準告示並びに、「2024年問題」への適切な対応、人材確保等の諸課題を克服しながら公共的な使命の達成に全力を傾注するものである。

今後のトラック運送事業の発展、魅力ある事業の確立、社会的地位の向上を図るため、令和5年度事業として次の施策を積極的に展開していくこととする。

2. 施 策

※下線＝令和5年度新規事項

【最重点施策】

- (1) 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応
- (2) 燃料高騰対策等の推進
- (3) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の促進

- (4) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (5) 茨城県トラック総合会館の活用の促進
- (6) 人材確保対策の積極的な推進
- (7) 交通事故及び労災事故の防止対策の推進
- (8) 運転者適性診断業務認定の推進
- (9) 高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など
使いやすい道路の実現

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現
- (2) 環境・SDGs 対策の推進
- (3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (4) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (5) パンデミックにおける適切な対応
- (6) 安全性優良事業所認定取得（Gマーク制度）の積極的な推進
- (7) 働きやすい職場認証制度への積極的な推進
- (8) デジタル環境整備の促進

【その他】

- (1) 経営基盤強化対策事業
- (2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業
- (3) 社会的地位の向上推進事業
- (4) 各種部会運営の支援
- (5) 各種常設委員会の活性化
- (6) 事務局組織の活性化等
- (7) 協会会員の新規加入促進
- (8) 新公益法人制度の対応
- (9) 庶務関係事項

3. 事業計画

【最重点施策】

(1) 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応（総務委員会）

「標準的な運賃」及び「荷主対策の深度化」について、時限措置の延長に関して、上部機関（全日本トラック協会）と連携し推進を図る。

(2) 燃料高騰対策等の推進（総務委員会）

令和2年4月に告示された「標準的な運賃」の一部として、令和5年3月に告示された「燃料サーチャージの算出方法等」を上部機関（全日本トラック協会）と連携してトラック事業者や荷主への周知・浸透に取り組む。

県及び市町村に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金の支援措置を強力に要請する。

(3) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

（総務委員会・経営改善委員会・広報委員会）

- ・「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道路料金や附帯作業料、待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう積極的な活用を促進するための諸施策を行政及び上部機関（全日本トラック協会）と連携し展開する。
- ・標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃収受につながるセミナーを開催する。

(4) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応（経営改善委員会）

- ① 令和6年4月から施行される改善基準告示の内容について、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、会員事業者に積極的に周知を図る。
- ② 長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるため、茨城労働局、関東運輸局茨城運輸支局の支援を得て平成27年6月に設置された「トラック輸送における取引環境・労働時間改善茨城県地方協議会」を通じて施策の推進を図る。
- ③ 2024年問題への対応を図るため、関係行政機関や上部機関（全日本トラック協

会)と連携し、商慣習の見直しに向け、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

- ④ 「ホワイト物流」推進運動や、輸送品目別ガイドラインについて、上部機関（全日本トラック協会）と連携し、荷主やトラック運送業界へ周知し普及促進を図る。

（５）茨城県トラック総合会館の活用の促進（総務委員会）

総合会館の活用を念頭に、研修を計画的に開催するとともに、人材育成と社会的地位の向上を図る。

（６）人材確保対策の積極的な推進（経営改善委員会）

- ① 若年労働者不足の対策として、高校新卒者やトラガール、高齢者等を活用し人材確保に繋げるとともに関係機関と連携し普及活動に努める。
- ② 将来のトラック業界を担う後継者、幹部を育成するため、全ト協が推進する物流経営士の認定事業参加や中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校の講座を活用し育成に努めるとともに人材確保セミナーを開催する。
 - ・eラーニングを活用した教育の推進
- ③ 青年部会・女性部会活動のため、他協会等との交流、実践に即した研修および社会貢献等を支援する。
- ④ 運転免許、各種技能資格取得等の推進

新運転免許制度施行に伴う各種自動車運転免許、フォークリフト、はい作業等の資格取得の推進と助成を行う。
- ⑤ 茨ト協の人材確保を目的としたPR誌「レインボーウェイ」を活用し、若年者の労働力確保に繋げる。
- ⑥ 高校生を対象に、くらしと経済を支えるトラック運送業界のPRを行う「物流出前授業を開催して、若年労働者の確保を図る。
- ⑦ 令和４年１０月に開設した、「会員向け無料人材募集サービス 採用ホームページ」の利用促進を図る。

（７）交通事故及び労災事故防止の推進（交通環境対策委員会）

- ① 関係法令の遵守、安全輸送確立、事故防止に向けた各種啓発活動の推進

- ・交通事故ゼロを目指すために、関係法令の遵守、輸送の安全確立を図るとともに、事故防止に向けた各種啓発活動等の推進のほか、運転者適性診断、運転記録証明書に対する助成を行う。
- ・事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数削減を目指し、令和7年度までの「トラック運送事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向け上部機関（全日本トラック協会）と連携し事故防止対策を推進するとともに、本年度も事故防止コンクールを実施する。
- ・車輪脱落事故防止対策として、トルクレンチの普及促進図るため、上部機関（全日本トラック協会）と連携し助成を行う。
- ・過労死防止対策事業を推進するとともに陸災防茨城県支部と連携し「交通事故・労災事故防止大会」を開催する。
- ・ドライバーの生活習慣病対策並びにメンタルヘルス対策を推進するとともに、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送業者のための健康起因事故防止マニュアル」（全ト協作成）等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・初任・適齢ドライバーセミナーの開催

② 飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知し、飲酒運転根絶の意識向上を図る。

③ ドライブレコーダー等安全対策機器の普及促進及び防犯対策

- ・事故防止と運転管理に寄与するドライブレコーダー等安全機器の助成、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動及び車両盗難防止の啓発活動と車両盗難防止装置の助成を行う。

④ 各種キャンペーンの推進

- ・茨ト協マスコットキャラクター（はこ坊、あゆみちゃん）を活用し、全国交通安全運動及び各種交通安全キャンペーン、「正しい運転・明るい輸送運動」、「年末年始の輸送安全総点検」を推進する。

⑤ 「運輸安全マネジメント」等の普及啓発

・経営トップから現場まで、安全対策の一層の定着と啓発活動を推進する。

⑥ 交通安全教育訓練の受講促進

・自動車安全運転センターの協力を得て、ドライバーの安全教育訓練の受講促進と助成を行う。

⑨ 運転者技能競技会の実施

・安全意識及び運転技能向上を図るため関係機関の協力を得て「運転者技能競技会」の実施する。

⑩ 道路交通法第38条を遵守する取組の推進

・道路交通法 第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）を遵守する取組として、「横断歩道は歩行者優先 守ろう！38ルール」のステッカーを会員事業者のトラック後部に貼付して遵守を推進するとともに啓発を図る。

（8）運転適性診断業務認定の推進（経営改善委員会）

第二次将来ビジョン策定委員会の提言により、今後、需要が増える適齢診断・初任診断業務に取り組むことにより、更なる会員への利便性向上を図る。

（9）高速道路通行料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備等
使いやすい道路の実現（総務委員会）

高速道路利用により、輸送時間の短縮、定時性の確保、労務負担の軽減が図られることから、利用促進に繋がる物流業界向けの料金体系の構築と大口・多頻度割引50%枠の堅持及び更なる割引の拡充を図るべく、関係機関に対し要望を実施する。

【重点施策】

（1）自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現
（総務委員会）

自動車関係諸税については、取得段階、保有段階、走行段階において多くの税金が課せられていることから、自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減に向けて、上部団体及び自動車関係3団体と連携を図り、政府等に対する要望活動を展開する。

特に、走行距離課税の導入については反対の立場に立ち、上部機関（全日本トラック協会及び自動車関係3団体と連携を図り、政府等に対する要望活動を展開する。

(2) 環境・SDGs 対策の推進（交通環境対策委員会）

① 「環境ビジョン 2030」の推進

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン 2030」を踏まえた、環境啓発活動を推進する。

② SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- ・「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ SDGs 達成に向けた取り組みを上級機関（全日本トラック協会）と連携し推進する。

③ エコドライブの徹底と EMS 機器等の導入と普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高い EMS 機器等の導入促進を図るとともにエコドライブの徹底に向けた省エネ運転講習会の開催とグリーン経営及び ISO 14001 の取得の推進と助成を行う。
- ・アイドリングストップの啓発、エアヒーター、バッテリー式冷房装置等の導入の促進と助成を行う。

④ 環境対応車の普及促進

- ・地球温暖化対策に対応した環境対応車である、天然ガストラック、ハイブリットトラック及び電気トラックの導入促進と助成を行う。

(3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底（適正化事業運営委員会）

① 事業者・運行管理者等の法令遵守の徹底、輸送秩序確立等について指導、啓発の推進

- ・総合評価が E 及び D などの事業者に重点化して実施し、法令遵守の徹底を図る。
- ・法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・事業者や運行管理者等に対する法令遵守の広報啓発活動と管理者向け講習会を開催する。
- ・巡回指導を通じ、働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- ・行政と連携し、悪質性の高い違反者に対する新通報制度の活用や新規事業者、小規模事業者等に対する効果的・効率的な巡回指導を推進する。
- ・行政と連携し、スピードリミッター等自動車不正改造防止の啓発事業への取り組みを行う。
- ・営業類似行為に対する情報の収集活動、指導及び啓発活動を実施する。

② 社会保険等の未加入事業者に対する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

- ・行政と連携し、社会保険制度等への加入を指導するとともに、巡回指導等を通じ指導を行う。

③ 適正化指導員の資質向上

- ・全国研修、地方ブロック研修により、実践的な調査技術や専門的知識の習得、指導能力の向上を図り公平化・均一化を推進する。

(4) 大規模災害時に備えた物流専門家の育成（総務委員会）

- ・茨城県の物資輸送中枢機関を担う当協会にとって、大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の構築は必須であることから、上部機関（全日本トラック協会）と連携を図り、物流専門家の育成を推進する。
- ・BCP（事業継続計画）の策定及び防災マネジメントの普及拡大を図る。

(5) パンデミックにおける適切な対応（総務委員会）

- ・国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドランの周知徹底を図る。

(6) 安全性優良事業（G マーク制度）の積極的な推進

（適正化事業運営委員会・広報委員会）

- ① 「貨物運送自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）」について、引き続き関係行政機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ② G マーク制度の取得率を全国平均（33%）を目標に、普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図るとともに、G マークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するマークの安全優位性についての周知に努める。
- ③ G マークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(7) 働きやすい職場認証制度への積極的な推進（経営改善委員会）

令和2年度より実施された働きやすい職場認証制度取得の推進を図るため、セミナーを開催するとともに、取得事業者に対する助成を行う。

(8) デジタル環境整備の促進（総務委員会・経営改善委員会）

新型コロナウイルス感染症により、テレワークをはじめとして、行政申請等のIT化が加速している現況にある。また、業務効率化を図るためにも、デジタル環境整備は必須であることから、支援諸施策を行う。

【その他】

(1) 経営基盤強化対策事業（経営改善委員会）

① 経営基盤強化対策の推進

- ・経営基盤強化に資するために経営者・管理者向け各種セミナーを開催する。
- ・原価意識を持った経営に繋がる全ト協の経営分析事業及び個別企業に対する経営診断事業の普及を促進する。
- ・「ISO9001」・「ISO39001」認証取得の推進と助成を行う。

② 近代化基金融資事業及び利子補給の実施

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害時資金面での支援等、近代化基金融資事業の推進と利子補給を実施する。

③ 信用保証協会保証料助成事業

- ・安定経営のため信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

④ 輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」の普及促進及び効率化の推進。

- ・全ト協の推進する日貨協連による輸送効率向上とIT化を促進するため中小トラック運送事業者及び事業協同組合による輸送情報ネットワークシステム「WebKIT」事業の推進と加入を促進する。

⑤ 顧問弁護士による相談体制維持

- ・会員の労働問題、事故問題等解決のために顧問弁護士による相談を推進する。

(2) 各種輸送サービス向上対策のための広報事業（広報委員会）

① トラック運送事業への理解促進に向けた各種広報媒体を活用したPR対策

- ・「標準的な運賃の告示制度」に基づく適正運賃収受、適正取引推進、安全性優良事業（Gマーク制度）の普及促進、引越輸送繁忙期対策などを、利用者向けに各種メディアを活用したPR活動を実施する。

(3) 社会的地位の向上推進事業

① 「トラックの日」PR事業の推進（広報委員会）

- ・10月9日の「トラックの日」のPRと清掃活動などPR事業を実施するとともに地方紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用した広報活動を実施する。

② 荷主企業・消費者向けセミナーの開催（総務委員会・広報委員会）

- ・全ト協と連携し、荷主企業と会員の相互理解を図り、適正取引推進を図ることを目的とし、一般消費者に対しトラック業界の現状を周知するための「荷主セミナー」を開催する。

③ 各支部における福利厚生事業に対する助成（総務委員会）

- ・ソフトボール大会及びボーリング大会に対する助成を行う。

④ ホームページの活用推進と情報誌「茨城トラック情報」の充実（総務委員会）

- ・企業のPR効果のあるホームページの活用と協会ホームページの充実と情報発信・トラック運送業界および関係行政機関等の動向、会員の事業経営に役立つ情報を提供する協会機関誌「茨城トラック情報」を発行する。

⑤ 「こどもと女性を守る110番の事業所」活動の推進（広報委員会）

- ・社会貢献活動（CSR）の一環として、安全・安心なまちづくりを推進するため、引き続き「こどもと女性を守る110番の事業所」活動への参画を促進する。

(4) 各種部会運営の支援（総務委員会）

① 引越事業者優良認定制度及び消費者サービス向上の推進

- ・引越事業者優良認定制度の消費者に対する周知と取得を促進する。
- ・引越事業者の法令遵守の周知徹底と引越に関する啓発物等を通じ輸送秩序の確立とサービス向上を推進する。
- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

② 国際海陸一貫輸送コンテナ輸送の安全確保等

- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び改正道路法の周知と法令遵守を図るために海上コンテナ輸送に関する研修会を開催する。
- ・京浜港混雑緩和、常陸那珂港の活性化等について行政との意見交換会の開催と部会員相互の交流を図る。

③ 特殊車両の事故防止対策

- ・改正道路法の違反取締り強化に伴う適正通行のための研修会、重量物輸送に伴う事故防止研修会の開催及び法令遵守、事故防止意識の向上を図りながら隣接県を含めた部会員相互の交流を図る。

(5) 各種常設委員会の活性化（総務委員会）

- ・貨物自動車運送事業法の改正や「働き方改革」、改正改善基準告示に関し対策の推進が喫緊の課題である現状を踏まえ、各種常設委員会の役割が重要になることから、更なる活性化を図る。

(6) 事務局組織の活性化（総務委員会）

- ・トラック運送業界の発展に資する人材確保と職員の育成を図り、適正配置により事務局組織の活性化を図る。
- ・ICT等 (グループウェア) の活用による、事務効率化を図る。

(7) 協会会員の新規加入促進（総務委員会）

- ・新規加入の促進を図り、組織強化と社会的地位の向上を図る。

(8) 新公益法人制度の対応（総務委員会）

- ・一般社団から真の公益法人への移行を目指し、関東の各都県トラック協会と連携を図り適切に対処するとともに、支部のあり方について検討する。

(9) 庶務関係事項（総務委員会）

①開催会議等

- ・定時総会（6月）
- ・理事会（原則6月、9月、1月、3月の4回）
- ・総務委員会（原則6月、9月、12月、3月の4回）
- ・正副会長会（必要により随時）
- ・各常設委員会（原則6月、10月、2月の3回）
- ・各部会（必要により随時）
- ・協会長表彰（1月）

- ・ 賀詞交歓会（1月）

② 関東トラック協会事業者大会への対応

令和8年度 開催幹事県予定。